

(3) 下水道使用料

「春日井の公共下水道」より抜粋

〔下水道使用料の推移〕

(創設時 昭和43年)

区 分		基本使用量 1 か月につき		超過使用料	
		汚 水 量	使用料	汚 水 量	使用料
一般家庭 排除污水	上水道	10m ³ まで	250 円	1 m ³ につき	25 円
	井戸その他	2 人まで	250 円	1 人につき	150 円
	上水道と井戸 その他の併用	上水道污水使用料に、世帯人員 3 人までは150円、 3 人をこえる場合は更に 1 人につき150円を合算する。			
一般家庭 以 外 の 排除污水	営業用	15m ³ まで	375 円	1 m ³ につき	25 円
	湯屋用	200m ³ まで	4,000 円	1 m ³ につき	20 円
	官公署、学校、病院用	30m ³ まで	750 円	1 m ³ につき	25 円
	工業用	70m ³ まで	1,750 円	1 m ³ につき	25 円
	プール用	300m ³ まで	6,000 円	1 m ³ につき	20 円
	娯楽用	10m ³ まで	250 円	1 m ³ につき	25 円
	一時用	10m ³ まで	250 円	1 m ³ につき	25 円

(昭和51年 6 月以降)

区 分		基本使用量 1 か月につき		超過使用料	
		汚 水 量	使用料	汚 水 量	使用料
一般家庭 排除污水	上水道	10m ³ まで	500 円	1 m ³ につき	50 円
	井戸その他	2 人まで	500 円	1 人につき	300 円
	上水道と井戸 その他の併用	上水道污水使用料に、世帯人員 3 人までは300円、 3 人をこえる場合は更に 1 人につき300円を合算する。			
一般家庭 以外の 排除污水	営業用	15m ³ まで	750 円	1 m ³ につき	50 円
	湯屋用	200m ³ まで	8,000 円	1 m ³ につき	40 円
	官公署、学校、病院用	30m ³ まで	1,500 円	1 m ³ につき	50 円
	工業用	70m ³ まで	3,500 円	1 m ³ につき	50 円
	プール用	300m ³ まで	12,000 円	1 m ³ につき	40 円
	娯楽用	10m ³ まで	500 円	1 m ³ につき	50 円
	一時用	10m ³ まで	500 円	1 m ³ につき	50 円

昭和59年 4 月 1 日からの下水道使用料の額は、複合用途が多くなり区分がつけにくくなったことから、一般用以下 8 用途を 3 用途に集約するとともに、その料金格差を使用水量により定めることとしました。また、汚水量が多くなるほど単価の高くなる累進制を採用することとしました。

(昭和59年 6 月以降)

(1 か月 当り)

区 分	基 本 使 用 料		超 過 使 用 料	
	汚 水 量	使 用 料	汚 水 量	1 m ³ につき
一般用	10m ³ まで	600 円	11m ³ ～20m ³	65 円
			21m ³ ～30m ³	70 円
			31m ³ ～40m ³	75 円
			41m ³ ～50m ³	80 円
			51m ³ 以上	85 円
湯屋用	200m ³ まで	8,000 円	201m ³ 以上	40 円
一時用	10m ³ まで	850 円	11m ³ 以上	85 円

平成26年 4 月 1 日からの下水道使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表により算定した額に100分の108を乗じて得た額としました。

ただし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとしました。

(平成13年10月以降)

(1 か月 当り)

区 分	基 本 使 用 料		超 過 使 用 料	
	汚 水 量	使 用 料	汚 水 量	1 m ³ につき
一般用	10m ³ まで	715 円	11m ³ ～20m ³	75 円
			21m ³ ～30m ³	85 円
			31m ³ ～40m ³	90 円
			41m ³ ～50m ³	95 円
			51m ³ 以上	100 円
湯屋用	200m ³ まで	8,000 円	201m ³ 以上	40 円
一時用	10m ³ まで	1,010 円	11m ³ 以上	100 円

(平成15年 3 月以降)

(1 か月 当り)

区 分	基 本 使 用 料		超 過 使 用 料	
	汚 水 量	使 用 料	汚 水 量	1 m ³ につき
一般用	10m ³ まで	850 円	11m ³ ～20m ³	90 円
			21m ³ ～30m ³	100 円
			31m ³ ～40m ³	105 円
			41m ³ ～50m ³	115 円
			51m ³ 以上	120 円
湯屋用	200m ³ まで	8,000 円	201m ³ 以上	40 円
一時用	10m ³ まで	1,205 円	11m ³ 以上	120 円

- ① 一般用とは、一般家庭、営業、病院、工場、プール、娯楽用などで、一時用や湯屋用以外のすべてをいう。
- ② 一般家庭で井戸水を使用した場合の汚水量は、世帯員 1 人につき 6 m³とするが、水道水と併用の場合は世帯員 1 人につき 3 m³とする。(1 か月 当り)